※4／30までに就業開始した場合で記載しています。(5／1以降就業開始の場合は、「6／10」を「11／10」に置き換えてください。

支援を受けるために必要な手続き	→助成候補者					※(1) →助成対象者（補助事業者）						
★手続きの時期	大学進学時（※高校在学中に申請された「県内枠認定者」全員）	大学卒業時（※高校在学中に申請された「県内枠認定者」のうち、大学院へ進学する方のみ）	県内での就業が３年目まで			県内での就業が４年目（通算36月以上）			県内での就業が５年目～8年目まで				助成終了時 or 廃止時
			１年目	２年目	３年目				５年目	６年目	７年目	８年目	
★提出書類 ★〆切	★大学進学年度の6／30	★大学卒業年度の3／31	★就業から1月以内	★2年目の6／10	★3年目の6／10	★4年目の6／10	交付決定通知（県→本人）	★別途案内	★5年目の6／10	★6年目の6／10	★7年目の6／10	★8年目の6／10	※(7)
奨学生証写し	●												
進学状況報告書（様式第4号）		●※大学院へ進学する方のみ対象											
就業状況報告書（様式第5号）（様式第9号）※(2)			●（様式第5号）	●（様式第5号）	●（様式第5号）				●（様式第9号）	●（様式第9号）	●（様式第9号）	●（様式第9号）	
在職証明書			●			●			●	●	●	●	●
住民票の写し ※(3)			●		※(5)	●			●	●	●	●	●
奨学金の返還状況を証する書類 ※(4)			●	●	●	●			●	●	●	●	●
交付申請書（様式第6号）						●							
補助金請求書（様式第10号）								●	●	●	●	●	
補助金の受領に関する委任状（該当者のみ）						※(6)		●					
実績報告書（様式第11号）													●
事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）						＊補助事業の内容変更、中止、廃止等ある場合に提出必須（離職・転職した際に、まずは事務局へ連絡ください。）							
電話報告	＊次の場合は必ず御連絡ください。 ■認定内容（氏名･住所・電話番号･メールアドレス等）に変更が生じた場合 ■奨学金が免除となった場合 ■県外に転勤となった場合 ■離職・転職した場合 ■いずれかの理由により、上記書類が提出できない場合　など												
	大学進学時（※高校在学中に申請された「県内枠認定者」全員）	大学卒業時（※高校在学中に申請された「県内枠認定者」のうち、大学院へ進学する方のみ）	県内での就業が３年目まで			県内での就業が４年目（通算36月超）			県内での就業が５年目～8年目まで				助成終了時 or 廃止時
			１年目	２年目	３年目				５年目	６年目	７年目	８年目	
手続きの詳細については、各ＨＰを御覧ください。→									交付決定時期別に、徳島県HPの「奨学金返還支援制度についてはこちら」に掲載していますので、御覧ください。				別途案内

※(1) 助成候補者の認定を受けた方のうち、県内での就業期間が通算3年（36月）以上となり、本人からの交付申請により補助金の交付決定を受けた方が、「助成対象者（補助事業者）」となります。

※(2) 提出時期により様式が異なりますので御注意ください。

※(3) 本人が徳島在住であることを確認するために頂くものなので、「本籍・筆頭者」「世帯主との続柄」「マイナンバー」等の記載は不要です。

※(4) 日本学生支援機構奨学金の場合「奨学金返還証明書」になります。

※(5) ※(6)　４年目の手続きでは、書類提出が２回ありますので御注意ください。

①■交付申請書■その他添付書類の提出(※5)
↓
★こちらで審査等の上、交付決定通知をお送りします。
↓
②■補助金請求書■委任状等の提出(※6)（※提出期限は交付の決定通知発送時にお知らせ予定）
↓
★本人又は奨学金貸与機関へ支払い

※(7) 補助事業の完了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助事業を完了した年度の3月31日のいずれか早い期日